令和９年度幼稚園児を募集します

担 幼児教育係（内線 2303）

●募集する幼稚園　山木屋幼稚園

●募集する対象児

町内在住の４歳児、５歳児

①４歳児：令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれの幼児

②５歳児：令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれの幼児

●申込方法　「入園願書」等の申込書類は幼児教育係で配布します。入園願書等に必要事項を記入、押印のうえ、幼児教育係に提出してください。

なお、入園願書等はホームページからダウンロードすることもできます。

●受付期間　11月２日㈪～13日㈮まで　午前８時30分～午後５時15分

●面接　保護者と幼児の簡単な面接を行います。日時は別途お知らせします。

●保育時間

①通常保育：午前８時10分～午後１時まで

②預かり保育：午後１時～３時まで

●利用料　幼児教育・保育の無償化により、通常保育に係る利用料は無償です。

※教材費、保育用具費等は別に必要となります

猫の飼い主のみなさまへ

担 生活環境係（内線 1307）

猫は年２回以上繁殖し、毎回数匹の子猫が生まれます。もらい手のいない子猫を増やさないためにも、次のことを心がけてください。

●屋内飼育に努めましょう。

屋内飼育をすることで、交通事故や伝染病の感染などの危険から守ることができます。

またふん尿による近隣トラブルを防止できます。

●不妊・去勢手術をしましょう。

生殖器に起因する病気を予防し、繁殖に関する問題行動を抑制することもできます。

●住みかやえさ場を作らせない。

忌避剤を使用するなどして、野良猫等を空き家や物置等から避け、住みかとするのを防ぎましょう。

●猫を捨てないようにしましょう。

猫の遺棄は犯罪行為です。野良猫になった猫は、交通事故や病気により、寿命は５年以下との報告もあります。飼い続けることができない場合には、新しい飼い主を探すようにしましょう。

●飼い猫以外にえさはやらない。

「かわいそう」と思った一時の感情でえさを与えると、繁殖が容易になり野良猫の増加につながります。近隣トラブルの原因にもなりますので、絶対にえさは与えないようにしましょう。

福島県地球温暖化防止活動推進委員の募集

問 生活環境係（内線 1307）

推進委員は地球温暖化対策の推進のため福島県から委嘱されるものです。

県内各市町村に１名以上の推進委員を置き、脱炭素社会の実現に向けて活動をしていきます。ぜひご興味のある方は、担当までお問い合わせください。



施設工事に伴い可燃ごみの直接搬入を停止します

問 伊達地方衛生処理組合（TEL 582-2051）

ごみ焼却施設ごみ供給クレーン巻上ドラム及び減速機ギヤ交換工事のため、工事期間中、可燃ごみの直接搬入を停止させていただきます。ご不便をおかけしますが、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

●場所　伊達地方衛生処理組合清掃センター

●搬入停止ごみ　可燃ごみ（清掃センター直接搬入ごみ）

●搬入停止期間　11月24日㈫～27日㈮、11月30日㈪

※集積所における収集に影響はありません。

11月のスポーツ教室

参加には事前申し込みが必要になります。

担 川俣町体育館（TEL 024-565-3931）

教室名	日時	場所	対象者
トレーニング教室	14日㈯午前10時～、25日㈫午後７時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
ヨガ教室	16日㈰　午後１時30分～		町内在住・在勤者のどなたでも参加可
ランナーズクラブ	７日㈯、21日㈯　午前９時30分～		
ニュースポーツ教室	12日㈬、26日㈬　午前10時～		
スポーツウエルネス吹矢	２日㈰、９日㈰、16日㈰　午前10時～		
みんなでたのしく歩こう	20日㈮　午前９時～		
楽楽健康体操教室	11日㈫　午後１時30分～		
老若男女でボッチャ	５日㈬、19日㈬　午後１時～		
男性限定ナイスミドル体操教室	18日㈫　午前10時～		
芸能伝承盆踊り教室	15日㈰　午後７時～	本町コミュニティセンター	
さわやか体操教室	25日㈫　午前10時～（事前予約制）	保健センター	
町民ハイキング	７日㈯　午前６時30分～（事前予約制）	茨城県竜神峡	



暮らし

年金生活者支援給付金制度

担 国保年金係（内線 1405）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要となり、ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象となる方

・老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

①65 歳以上であること

②世帯全員が町民税非課税であること

③前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が約 930,000 円以下であること。

・障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方

①前年の所得が 4,918,000 円※以下であること。

※扶養親族等の数に応じて増額

●請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

令和 8 年 10 月分から新たに支給対象となる方には、日本年金機構より 9 月 1 日頃から、年金生活者支援給付金請求書（はがき型）を送付しております。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所、または市町村で請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金の請求についてお困りになった際は、給付金専用ダイヤル（0570-05-4092）へお電話ください。

国民年金保険料免除期間・納付猶予期間がある方へ

担 東北福島年金事務所（TEL 535-0141）

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65 歳から受け取れる年金）の受取額が少なくなります。将来受け取れる老齢基礎年金を増額するために、免除等の期間の保険料については、10 年以内であれば遡って納めることができます。（追納といいます）ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して 3 年目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。詳しくは、東北福島年金事務所（024-535-0141）へお問い合わせください。

11 月は年金月間です

担 国保年金係（内線 1405）

11（いい）月 30（みらい）日は「年金の日」です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」で、ご自分の年金記録を確認してみましょう。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページでご確認ください。

第三者行為でケガや病気をしたときは届出を

担 国保年金係（内線 1406）

交通事故や暴力等、ケガに相手（第三者）がいる場合のことを第三者行為といいます。第三者行為が原因で病気やケガにあってしまい、国民健康保険を利用して治療を受ける場合は、必ず標記担当まで届出（連絡）をしてください。

医療機関からの請求書（診療報酬明細書）の確認の結果、交通事故などの第三者行為によるけがや病気の可能性がある場合には、負傷原因の問い合わせ文書を送付しますので、書類が届いた場合は、速やかに回答をお願いします。

健康診査をまだ受診していない方へ

担 国保年金係（内線 1406）

みなし健診は特定健診を受けていない方で、特定健診と同等の検査項目を受けている場合に、結果を町へ提出していただくことで、特定健診を受診したとみなす制度です。提出していただいた結果は、今後の保健事業へ生かします。提供いただいた方には、シルクスタンプ商品券 1,000 円分を贈呈します。

●持参物

①健診（検査）結果の原本

②マイナ保険証または資格確認書

●提出先 保健福祉課国保年金係（役場 1 階 4 番窓口）

駅伝競争大会に伴う交通規制を実施します

担 体育館（565-3931）

第 51 回川俣町駅伝競走大会の開催に伴い、旧町内の一部で交通規制を行います。

11 月 29 日(日)

●規制時間 午前 10 時～ 11 時

●規制区間 （片側）川俣中学校～中央公民館交差点左折～鉄炮町交差点左折～（全面）中丁交差点左折～川俣中学校

